

令和7年度第2回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会概要

1 開催日時 令和7年6月24日(火)10時00分～12時00分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 災害対策室3・4

3 出席委員(五十音順、敬称略)14名

朝比奈 遥、石黒 賀津子、岡村 敦史、金子 秀明、空閑 浩人、楠神 渉、小菅 俊二、
杉山 好和、谷口 郁美(オンライン)、丸本 千悟、村松 明日香、山川 すゑ子、山口 浩次、
幸重 忠孝

4 欠席委員 なし

5 事務局

健康福祉政策課：長崎課長、高木主幹、石田主査、中川主任主事、森主事

6 議題

(1)(報告)市町地域福祉計画担当国会議の概要について

(2)(報告)関係団体ヒアリングの状況について

(3)次期「滋賀県地域福祉支援計画」の基本理念・基本方針について

(事務局)

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第2回総合企画専門分科会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の高木と申します。

前回と同様に本日の分科会もコミュニケーションについて配慮して進めます。改めて、会議の進行についての注意事項を申し上げます。発言の際にはマイクがお手元に届いてから、お名前を名乗った上で、できる限りゆっくり御発言をいただきたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いします。また、資料に沿って発言される場合は、資料番号、○ページ○行目の「△△」についてといった具体的な箇所を明示し、御発言いただきますよう併せてよろしくお願いします。

続きまして、会場内の状況について御説明します。会場の中央部分に机を「□の形」並ばせていただき、事務局の対辺上に空閑分科会長に御着席いただきまして、その左右には各委員の皆様にご着席いただいております。

本日、会場の傍聴席、報道機関の記者席には、今のところ出席者はございません。

滋賀県の事務局は、健康福祉政策課職員が5名参加させていただいております。

本日の出席状況ですが谷口委員におかれましては、あらかじめ遅れてオンラインで出席すると聞いており、大体11時頃から参加いただける予定となっております。

続きまして、会議の公開と会議の成立について確認します。本日の審議会は、公開で開催します。そのため傍聴が可能となっています。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御容赦いただきますようお願い申し上げます。

本日の専門分科会には委員 14 名中現在13名に御出席いただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規定第 4 条第 2 項の規定に基づき、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします

【資料確認】

本日は、5月に開催しました市町地域福祉計画担当国会議の概要および関係団体ヒアリングの状況について、事務局より報告させていただきたいと思います。その後、次期「滋賀県地域福祉支援計画」の基本理念・基本方針について委員の皆様で意見交換をしていただきたいと考えております。

それでは早速議事に入らせていただきます。進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第 7 条第3項により、分科会長がすることとされておりますので、空閑会長よろしく願いいたします。

（分科会長）

おはようございます。本日は、主に地域福祉支援計画の基本理念・基本方針の大きな方向性について、皆様から御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。次第に議題が3点ございますが、議題(1)(2)は報告ということですので、まとめて事務局より御報告いただきまして、その後に御意見・御質問いただきたいと思います。その次に、主な議題となりますが、議題(3)地域福祉基本計画の基本理念・基本方針について、委員の皆様で意見交換ができればと思います。

それでは、議題(1)「市町地域福祉計画担当国会議の概要について」、議題(2)「関係団体ヒアリングの状況について」の2つにつきまして、事務局より報告をお願いします。

【事務局より、資料2、資料3について説明】

（分科会長）

私も前もって拝見させてもらいましたが、前回の会議で委員の皆さんに発言いただいたキーワードと重なるところがあるなと思っております。

市町地域福祉計画担当国会議の中では、「重層的支援体制整備」「成年後見利用促進」「居住支援」「再犯防止」「孤立孤独」「地域福祉の担い手不足」「分野横断多機関協働」など、前回委員の皆さんが発言いただいたキーワードが盛り込まれていると思っております。

他にも「ネットワーク形成」「民生委員児童委員協力員制度活用」「自殺問題」についても盛り込んでいくべきじゃないか、そして、「人材育成」、後に保育士の問題も出ますけれど、決して専門職でなく、地域の福祉活動に関わっていただける人をどう育てるのか考えていかなけ

ればならないと思いました。

関係団体ヒアリングの状況から、子どもに対して多様な福祉的な観点や教育、サポートなどの共有が必要ではないか、また地域ごとの活動は精力的にされているが、それらについて地域をまたいで様々な情報交換・提供することが必要ではないか。それと「居場所」は様々な分野に共通する大事なキーワードで、居場所があることがその先の就労、生活、再犯防止にも繋がります。「ボランティア確保」に関しては、どの地域でも課題になっているということです。

また、「若者の支援」は、非常に精神的にも不安定な当事者である若者たちをどうサポートするのか。そういう意味でもいろんなところに関わり、繋がり、居場所があるということが必要になってくると思います。そのような中で、子育て世代が支えられ、保育士人材の問題もありますが、総合的、分野横断的、包括的、重層的にやらないといけないというところが、こうしたヒアリングや担当者会議の報告からも伺えました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見御質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

ヒアリングした関係団体は、どのように選定しましたか。

例えば、滋賀県でも福祉事業されている団体は、たくさんあると思いますけども、事業の規模で選んだのか、それとも何か基準を設けているのでしょうか。

(事務局)

全部で19の団体を訪問させていただき予定をしております。今日時点では10団体、資料は6月1週目までの反映ですけども、その後に、5団体を訪問させていただいております。訪問先ですが、地域福祉、高齢、障害、子ども・若者、労働、人権、更生保護、権利擁護と様々な分野で活動されている団体を選定させていただいております。引き続き、残りの9団体を訪問予定です。

(分科会長)

前回の会議から今日までの間にヒアリングしていただいた団体の報告ということで、御報告いただいておりますが、これからも様々な団体にヒアリングに行ってください、できるだけいろんな活動をされている方々の意見をどれだけ計画に盛り込めるかが、この間の作業の中では、重要だと思っております。

事務局の皆さんには、御足労おかけしますが、ぜひ精力的にヒアリングしていただきたいと思います。

(委員)

事前に実績等を考慮して選定しているということですか。

例えばいくつか重要な分野に絞り、その中から、数団体を選定して、ヒアリングしているという理解でよいですか。

(事務局)

その通りです。

(分科会長)

このような団体にヒアリングして欲しいやぜひ自分の所属する団体にヒアリングしてほしいなど、委員の皆さんからも御要望、御発言いただけたらと思います。計画策定は、この後も続きますので、ぜひ御検討ください。

規模が大きい小さいはありますけれど、小さい規模で活動している団体が、地域に地道に軸足を置いて活動していたりするところもありますので、そういったところも大切にできたらと思います。

(委員)

今後、どのような団体にヒアリングされる予定か、お伺いしたいと思います。

(事務局)

資料記載している5団体以外では、地域福祉について「大津市社会福祉協議会」、「滋賀県共同募金会」に訪問させていただきました。

高齢分野では、「認知症の人と家族の会 滋賀県支部」、「老人クラブ」を

障害分野では、「社会福祉法人虹の会」、「滋賀県精神障害者家族会連合会」を

子ども分野では、「フードバンクびわ湖」、「滋賀県保育協議会」、「NPO 法人 Take-Liaison」を

労働分野では、「滋賀県社会就労事業所振興センター」「滋賀県労働福祉協議会」を

人権分野では、「地域総合センター」を

更生保護分野では、「更生保護事業協会」「彦根保護区」を

権利擁護分野では、「NPO 法人 あさがお」を訪問させていただく予定です。

(委員)

地域総合センターは、具体的にどこのセンターを予定しているのか。

(事務局)

地域総合センターは複数あり、全てを訪問するのは難しいため、主となって先進的に取り

組んでいただいているセンターを、御紹介いただきたく相談させていただいたところ、人権センターに総括されている方がいらっしゃるというので、御連絡させていただいて、人権センターに訪問させていただけたらと考えております。

(委員)

ぜひ、人権センターに連絡を取ってもらい、今県内で約 20 の地域総合センターいわゆる隣保館があり、そこを拠点としながら、主に中学校区を対象とした、地域福祉に取り組んでいます。ぜひ、早急に調整していただいて、いくつかヒアリングしていただきたい。

(委員)

資料2市町地域福祉計画策定状況について、市の地域福祉計画の策定に関わらせてもらっていたことがありますが、県の地域福祉支援計画を意識した計画策定はできてないように感じます。

どちらかというと該当市の前期計画をもとにどう改正していくかになっていますので、せっかく県で次期地域福祉支援計画が策定されるので、市町にも説明していただく機会があればいいと思います。

各市町の社会福祉協議会で策定されている地域活動計画もあり、それらと県の次期計画が連動したらいいと思いますが、県の地域福祉支援計画について市町等にどのように御説明されているか教えていただきたいです。

(事務局)

今回の改定に際しまして、前回の分科会で御説明させていただいたように、県の計画について、どのように変更していきたいかを御説明させていただいております。

ただ、委員より御意見のありましたとおり、連動していない部分もあろうかと思っておりますので、計画策定に関しましては、今後、骨子や本編を作っていく過程におきまして、各市町の計画担当者に対しても、情報共有をしながら、県の策定に対する思いを御理解いただくよう努めていく必要があると思っております。

もう1点、御質問いただいた市町社協の計画について、多くの市町が地域福祉計画と一体的にされていることは承知しておりますが、県で全体的なところを確認、把握するまで、視点が及んでいない部分もありますので、そのあたりは、本分科会の構成委員として県社協からも参加いただいておりますので、御意見を伺ってまいりたいと思っております。

(委員)

地域福祉の取り組みをするにあたり、担い手が必要となりますので、ボランティアに関しては計画の中でも頻出しており、推進していくこととなっておりますが、県の実態とすごく差を感じております。

滋賀県のボランティアセンターは、滋賀県社協にて受け入れを行っており、インターネットが主流の時代なので、インターネット上で情報を入手する形が一般的だと思います。

10年ほど前は、このボランティアセンターのサイトを使っていましたが、誰が見てもおそらく10年前に作られたデザインのサイトで、今でも最新情報として掲載されているのは、2025年度は1件もなく、2024年度も片手の数ほどで、ボランティア募集が掲載されている程度です。

何故このようになっているのか。もしかすると県が県社協のボランティアセンター事業に資金を充分に出していないことで、優先順位が下がっているのではないかと。やはり現代風のサイトにしないとここに登録する人や探す人がいないと思われます。

5、6年前からこのサイトを経由して募集されることがほとんどない状況であるため、ボランティア活動の推進を記載するのであれば、このようなインターネットの環境を整え、参加しやすいようにしていく必要があるのではないかと思います。

現在、私たちの団体は募集サイトを切り替えていて、一般企業が作成されているボランティア登録サイトを利用しています。こちらでは、年間2万円の費用で、月5人ずつボランティアの登録、応募ができるという仕様で、費用を増やせば人数も増やすことができます。

これらを考慮して、県が費用を支出して、現在のサイトを改良するのか、県社協が頑張っておられるのは分かりますが、外部の専門としている企業を利用し、それを県として推奨していくのはどうかと思います。

そうした活用をしていかないと、実際ボランティアは集まらないので、そのあたりは現状の把握も踏まえて、変えていかないとボランティアをしたいと思っても、誰も滋賀県内のボランティア登録に行き着かないと思います。

同じこととして、「協働ネットしが」というサイトがありますが、今年度で終了するため、NPOの間でも問題になっており、県がNPOを支援する方向から離れてきていると感じています。

そうした流れと、この地域福祉計画でボランティアの力が必要で、助け合いを求めているということが全く連動してないので、ここは考えないと、かなり危機的な状況だと感じます。

現在の形でボランティアを受け入れたとしても、逆に居場所を探しているボランティアの方ばかりが来て、本来の趣旨からずれてしまっています。そうした方を受け入れるのも大切だとは思いますが、そこにはやはり専門性が必要で、地域のボランティア団体からすると、ボランティアの方が来てもらう方が大変な状態となっています。

ここはおそらく核になると思うので、考えていかないといけないというのはヒアリング結果を見ていて思いました。

(事務局)

委員のところにヒアリングさせていただいた時に、同じ意見を頂戴しております。

ボランティアセンターについては、県社協で実施いただいております。県から人件費や運営費の補助を一部させていただいております。

ただ、委員の御指摘の通り、ホームページがそのような状況であることも把握しておりますので、また来年度の事業を組み立てる中で、県社協のボランティアセンター担当と協議させていただきたいと思っております。

情報収集が不十分ですが、「協働ネットしが」のホームページが終了するということで、これはおそらく県のボランティアのポータルサイトだと思っております。これが終了すると、地域福祉支援計画の中で話している内容との齟齬が生じるのではないかという話もいただいております。「協働ネットしが」は、おそらく NPO 等の支援をしている県民活動生活課が担当しているため、情報共有や協議をさせていただいて、我々の思いを伝えたいと思います。それでも、できない場合については、健康医療福祉部内や他の部局と連携してどうするのかと、この計画に盛り込むのか、または、計画に書きながら進めていくのかというのは委員の皆さんに御報告しながら、御議論いただきたいと思います。

(分科会長)

議題(3)次期「滋賀県地域福祉支援計画」の基本理念基本方針について、事務局から御説明をお願いします。

【事務局より、資料4について説明】

(分科会長)

主には前回の計画を踏襲しつつ、この間の状況の変化、社会的状況の変化もありますのでそうしたところを踏まえつつの提案でございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見御質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

資料4の修正案で、地域福祉による共生社会の「深化」というところについて、構築から深化へと進めていくということですが、意味はわかりますが、あまり馴染みのない言葉かと思います。

文章の中で他にも使用している「充実」や「推進」などの言葉でも良いのかなと思いました。

文字として見れば「深化」とわかるが、言葉として聞くだけでは、「進化」などの違う言葉を思い浮かべるのではないかと思います。

「構築」を「深化」に修正するのであれば、2ページ目の一番下の「共生社会の構築に向けて」は構築で良いのか、他のページでも「推進」とか「構築」とかいろいろ出ているので、使い分けが難しいなという印象を受けたので、また皆さんで議論できればと思っております。

もう一点、2ページ目の基本方針1の現状・課題の一つ目で、「高齢者の単身世帯や身寄りのない高齢者の増加」は、まさにその通りで加えていただくことに賛成です。

あと、「老老介護」も増えていて、課題であると感じており、前回の方針の現状にも挙げられていたように思いますので、課題に加えていただきたいと思います。

（分科会長）

まさに単身世帯だけでなく、高齢夫婦のみの世帯というのもありますので、そこについても検討できたらと思っています。

1点目の、「構築」から「深化」にすることについては、事務局と事前にどのような記載とするか検討しておりました。

すでに構築されたと捉えるのか、まだまだ構築されてないと捉えるのか。

これも立場によって、それぞれ違うでしょうし、すでに深化の段階に入ったのかどうか。

「実現」、「前進」、「推進」など、それに伴って後の言葉も整理して統一していきますけども、まさに皆さんの意見を伺おうということで、今日このような形で提案させていただいております。

（委員）

私も同じ意見で「深化」は少しわかりづらいような気がするので、「発展」とか「充実」などの聞きなじみのある言葉にした方が、県民にもわかりやすくなると思います。

障害当事者の立場としても、少しわかりづらさはありますし、「深化」という言葉自体があまり使わないので、そうした抽象的、綺麗な表現でごまかして、中身が伴わないみたいな構造にはなって欲しくないというのが私の意見です。

（分科会長）

私はこうした計画は、中学生でも理解できるような内容や言葉にしないといけないと思っており、そういう意味では、「深化」という言葉が、どうかという疑問もあります。

また、「深化」という言葉を今ここで使ってしまうと、次どうするのか、「深化」の先に何があるのかという点も気になります。

「充実」や「発展」という言葉でも良いとは思いますが。

まさにこのあたりが、今の滋賀県の共生社会の現状を我々がどう把握するのかという議論なのかなと思っているところです。

（委員）

私も「深化」という言葉がわからなくて、調べてみました。

そうすると、「既にある仕組みや考え方をより深め定着させ、広げていく段階」とありました。ここまで説明を聞いたらよくわかります。

基本方針2には「だれ一人取り残さない」とか、非常に耳障りのいい言葉が書いています。他にも、健康しが、人の健康、社会・経済の健康といった言葉が本当に県民のところまで届い

ているのかなと、私自身この会議の場にて、初めてこうした様々な取組をされていることを知りました。

つまり、知らない人が多く、広く伝わっていないと思います。

様々な取組などを考えていただいているのはよく理解できますが、本当に必要な人のところに届いているかということは疑問に思います。

(分科会長)

まさにそこが我々委員の役割だと思っています。

この計画は、策定して終わりではなく、計画をどれだけ知ってもらうかという努力をすることも含めて、計画策定の分科会終了後も、委員の私たちが担う役割だと思っています。

そういう意味では、まずこの計画の内容をいかにわかりやすくするのか、そして、それぞれの場所でいかに広げて、伝えていくのかということも含めて、考えていかなければならないと思っています。

まずは私達が滋賀県全体でこうした理念に基づいて動いているということを知ってほしい、子どもたちにも読んでほしいと思えるような計画の内容にできればと思っています。

私は前回、この会議に参加するのが楽しくなるようなということを我々委員が楽しくわくわくするような計画が作れないといけないと思い、御発言させていただきました。

今の「構築」と「深化」の話もどういう言葉で私達は伝えたいのか、これからの方向を描きたいのかに繋がるかなと思っております。

(委員)

先ほどの「深化」の話は、「深化」よりも「発展」とか「広がり」といった表現の方が良いと思いましたので、ここは要検討だと思っています。

もう一つ、基本理念において、現行が「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」から、修正案が「誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現」になり、この「誰もが」という言葉を使うことで、主語がぼやけて、理念の方向性もぼやける可能性があるなと思っています。

「誰もが」という表現は、国や様々な組織が使いますが、現行の理念の「県民一人ひとりが」という主語を残した方が、対象が明確になって、理念の主体性が残るような気がするので、県民にはより伝わるのではないかと感じました。

(分科会長)

確かに「誰も」というのは、あちこちで使いますし、意味合いとしては、「県民一人ひとり」のことであると思います。また、私は、基本理念は毎回変えるものでなくていいとも思っています。

現行理念の「輝ける」という言葉が何を示しているのかがわからず、輝けなくても生きてい

ればいいのではないかとも思ったので、それよりは、「幸せ」とは当たり前ではなく、身近なところで感じられるということが、現代では、意図的に意識しないと、気づけなくなっている私達がいるのではないかと思っていたり、そういう意味では、「自分らしく幸せを感じられる」という言葉の方が良いと思っています。

県民という言葉はつけなくてもいいのかなと思いますが、「一人ひとりが」という言葉であれば、より具体的になると思いますので、その辺りも皆さんと考えたいと思っております。

(委員)

修正案の基本理念で、形式上決まっているのかもしれませんが、「健康しが」という言葉は、どうしても健康となると、私たちは身体の事に関するイメージが湧いてしまいます。

2ページ基本方針1の取組の方向性の2行目、「あらゆる主体の参画と協働により」というところの「参画」という言葉は「参加」の方が良いと思っております。

地域福祉において、これまで進めてきた活動の内容は、困っている人がすごく多く、相談というところがすごくクローズアップされていると思っております。

私達は、その相談をどのようにキャッチするかというところで、様々なサロン活動や居場所活動、そうしたところで少し話が聞けるきっかけを作っていきながら、それをどのように繋いでいくかという仕組みを考えていけないかと思っております。

「参画」していただくのと「参加」するというのはイメージや意味も少し違うかと思います。重層的支援でも参加支援というのもありますので、そこを中心に包括的な支援体制が進められるといいのかなと思っています。

また、2ページ目の現状課題の二つ目にある、「新型コロナウイルス感染症の流行を経て、課題を抱える」について、流行を経て、現在の課題としては、経済的な物価高騰とか、そういう社会情勢の中での課題があるのかなと思っております。

コロナ禍とは、状況が違うと思っておりますので、そこも訂正できたら何か考えたいと思います。

5ページ基本方針3の「滋賀の福祉人づくりの推進」ということで、子どもたちにどう伝えていくかというのを考えておりまして、教育分野の方と連携していくというのは、すごく重要ですが、子どもを支援する団体や居場所を作っておられる方々もおりますので、教育と福祉的な居場所、子どもの居場所というのが何か明記できると良いと思いました。

(分科会長)

子どもの居場所というのは、先ほどの担当者会議の報告でも出てきましたので、そういうものも少し入れられたら良いと思います。

「参加」と「参画」については、参加の仕方や度合いがいろいろあって、そのグラデーションの中に、より深く参加して欲しいのが「参画」であって、「参加・参画」とかでもいいかもしれないです。少し考えたいと思います。

「健康しが」というのは、上位計画とかで使っている言葉でしょうか。

（事務局）

おっしゃっていただいたように、滋賀県の一番上の基本構想で使っている言葉で、御指摘のとおり、一見するとわかりづらい部分まで使用範囲が広がっているのが現状です。

そのため、資料4の1ページで、健康しがの注釈をつけていまして、ひとの健康、社会・経済の健康、自然の健康のすべてが充足し、と記載しており、他の計画でも同様でございます。

知事の思いもありまして、全ての分野での健康しがに向かったの取り組みを県民の皆さんと進めていくという思いも込めて、この言葉を使わせていただきたいと思っております。

（委員）

基本方針3の修正案ですが、2行目に「滋賀の福祉人づくりおよび活躍の推進」ということで、福祉人ができるだけでなく、活躍していく人ができればすごく良いと思いますが、「活躍の推進」という言葉は、大層な表現かと思しますので、まず第一歩目として活動していくこと、何か目的を持って取り組んでもらうところから福祉人が始まって良いと思しますので、「福祉人づくりおよび「活動」の推進」として、まずは活動から始めても良いかと思います。

活躍というと表現的には綺麗な言葉ですが、実際には、私は活躍しますとは言いづらいと思しますので、現実的なところに落としてもいいかと思いました。

（分科会長）

「活躍の推進」と言われると、何か重たく、圧を感じられる方もおられるかもしれません。

先ほど、「参加」「参画」の話もありましたけれど、色々な活動に特定の人たちだけの地域活動ではなく、様々な参加の仕方に関わってもらうことがこれから大事になってくると思います。

ただ、活躍もしてほしいなという思いもあるので、活動・活躍とするのか、まずは活動の推進ということで今回の計画では留めるのか、全体との関係やバランスもありますので、そうした言葉の使い方も含めて、御意見いただければと思います。

（委員）

2ページ基本方針1の3番目に関して、令和5年度に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されたと思いますが、滋賀県で計画等を策定しているのであれば、認知症の基本計画等を滋賀県のこども基本条例の次あたりに記載すると、より県民の皆様認知症の方が住みやすい滋賀県であると周知できるので、非常に良くなるかなと思っております。

あと、3ページ基本方針2の一つ目で、新たに追加していただいた「本人の意思が十分に尊重された」について、非常に良いことだと思いますが、意思決定支援の考えでいくと十分に尊重されるということから、さらにもう一歩進めて、例えば、国が定めている障害サービスの提

供のガイドラインによる意思決定支援の考え方としては、可能な限り本人が自ら意思決定できるための支援ということで、本人および当事者目線でその意思決定に係る部分を表記しているようなところもあります。

修正案も良いと思いますが、他人が尊重するというイメージで受け止められる方もおられると思いますので、当事者が自ら意思決定できる環境を作っていただけるという表記がさらにあると良いと思っております。

あと、基本方針2の全体の中で、「だれ一人取り残さない」という方針を決めていただいておりますが、その中で、高齢者や障害者の方への ICT 化が進んでおりまして、デジタルデバイス(情報格差)の解消に向けた取り組みも記載いただけると良いと思います。

県でも様々な DX 化を進めていただいて、情報弱者の方への取り組みをしていただいていると思いますが、情報弱者の方を作らない、地域の中で支えていくという内容を記載いただけると、さらに良いと思っております。

1 ページで先ほどから、地域共生社会の「深化」というところで、御議論あったかと思えます。

先ほど地域福祉支援計画は市の地域福祉計画と繋がって、そして社協が取り組んでいる活動計画に繋がるようにということで、現在それぞれの市町社協、行政も含めて、地域共生社会の構築っていくのを進めているところです。

そうした中で次のステップとして、「発展」でも良いですし、構築の時期は終わったということで、次のステップに行くために「深化」という言葉を使っていたのは非常に良かったと思います。

実践者の立場として十分かと言われるとまだまだですが、やはり次のステップへ行くための表現としていただいたという姿勢は心強いものだと思っております。

(分科会長)

1 点目の認知症の計画については滋賀県では既にありますか。

(事務局)

認知症の計画ですけれども、2年前に県の高齢者のプランを作成した時に、国において認知症の計画を作っていく方針が出た中で、国の計画が充分に出来上がっていない段階でしたので、その趣旨を踏まえた形で、現在の高齢者の計画に記載していると認識しております。

先ほど委員に御指摘いただきましたとおり、各都道府県で認知症の計画を今後策定していくことになるかと聞いておりますが、県においては、まだ策定していないと認識しております。

また高齢者部門に確認いたしますが、現在、障害者や子ども若者の条例を明記させていただいておりますので、そこに等というような形で記入し、今後、策定される認知症の計画も取り込めるような形は、御議論いただく中で対応できると思っております。

(分科会長)

御意見いただいた、3ページ基本方針2の「本人の意思が十分に尊重された」という表現で、本人が意思表示できる環境整備をいかに進めるか、支援する、されるとかではなく、支援観とかソーシャルワーク観とかが見直されているところと言うと、本人を中心とした言葉の書き方でいうと、尊重してあげる、尊重してもらおうというよりは、当事者がそうやって意思表示できるような環境をいかに作っていくのかという表現の方が良いと意見を聞きながら思っていましたので、また皆さんの御意見をいただけたらと思います。

そうした言葉一つ一つの表現も丁寧に議論することが大事なと思いますし、確かにだれ一人取り残さないという観点では、近年のデジタルやICTの発展はすさまじく、その変化についていけないと生きていけないという雰囲気を感じるところもあり、それはある意味での分断を生じさせていると感じます。そうした、発展についていけなくても幸せや繋がりを感ぜられることも重要かと思いますので、盛り込んでいけたらいいと思っております。

(委員)

1ページ1基本理念のところでも議論がありましたが、福祉の概念が変わってきており、以前は障害者、高齢者、貧困と対象者が限定され、県民みんなにとってあまり関係なく、地域福祉支援計画も特定の人たちの計画であったという認識から、コロナ禍以降は特に、福祉や支援は、決して特定の人のためのものではなく、みんなのためのものという認識に進化してきているだろうと思います。

そうしたことから、この計画が県民にとっても、関係深いものとなり、誰もが概要版などを見たことがあるというものにしていこうと思うと、修正案の「誰もが」というところに、「みんなのための」という意味も入ると思い、これはもう一人ひとりのための計画であると思うので、決して福祉の支援を受けている人や支援をしている人だけではなく、全ての人が豊かになることから、私は修正案の方がより具体的だと感じました。「誰もがみんな」と記載するとより具体的にみんなで取り組んでいこうと感じられるかなと思いました。

あと、基本方針3の「滋賀の福祉人」という言葉は、私はとても好きな言葉ですが、県民の方にとって、福祉人というのが伝わるのかなと思います。

私は「滋賀の福祉人」という言葉にすごくプライド、尊敬の念を持っていまして、糸賀一雄先生や池田太郎先生と実際に何度かやり取りをしまして、終戦の混乱期に障害のある人や親を失った子どもたち、そうした弱者を切り捨てる社会になってはいけないという彼らの思いを受け継いでいる滋賀に憧れて福祉を学んで、滋賀で働きたいと思っていました。

彼ら先人たちのことを学生たちに聞いても、歴史を学ぶみたいなことになってしまいますが、弱者を切り捨てる社会は駄目ですねと言えば、みんな納得しますし、決して特殊なことではなく、大事に受け継がれている繋がりだと思うので、ここの部分は何かコメントを加えるなど、滋賀が本当に誇りにした「滋賀の福祉人」という言葉が、計画の中で生きていく、受け継がれてほしいと願っています。

そのため、ここの部分は少し具体を示していく方が県民の皆さんにとってはわかりやすいと思いました。

(分科会長)

そうですね、「滋賀で暮らす私」とかまで踏み込んで、要するに私のことと強く認識してもらうのもひとつかと個人的には思いました。

「滋賀の福祉人」については、本当にそのとおりだと思います。やはり、その理念とか思いを次の世代に伝えていって欲しいなと思います。

せっかく福祉を推進する滋賀ですから、「滋賀の福祉人」というのは、まさに滋賀だけの言葉なので、具体を示すところまで考えられたらいいなと思っております。

(委員)

資料4の1 基本理念の「健康しが」の話で、「健康しが」とは、何だろうとわからない方も多いのではないかという御意見いただいて、一理あるとも思いますけれど、「健康しが」に込めた思いというのがとても素敵だなと思っています。

滋賀県はとても自然が豊かで素敵なおところだと思うので、その滋賀県がより健康であることが、私達の健康にも繋がるということを皆さんにも考えていただく機会になったらいいなと思いますので、この「健康しが」という言葉が基本理念に入っているのは、とても素敵だと私は思いました。

あとは、資料4基本方針3の「高い人権意識」について、振り返ると人権について考えたり、何か意識を持ったりという機会があまり無かったような気がします。人権が自然に当たり前のようになっているもので、何となく認識はしているけれど深く考えたことが無い方が多いかなと思いますので、人権について考える時間ができたらいいなと思いました。先ほど、この計画が子どもたちにも読んでもらえるようなものになったら良いというお話があり、子どもたちにこれからも福祉というものに関心を持ってもらうという意味でも、この計画自体が子どもから高齢者の方までわかりやすいような内容になったらいいなと思います。

先ほど、「活躍」という言葉が「活動」にしてはどうかという御意見がありましたが、人権の意識を持つことは福祉関係の活動を通じて、その意識が芽生えると感じますので、少しでもハードル低くしながら、活動に参加していただける機会を広めていくことが大事だと思います。

(分科会長)

健康とは、身体的、精神的、社会的というように多種ありますので、総合的に捉える概念が「健康しが」というものだとも思っております。

人権とは何かという答えがこの計画の中にあるのではなくて、考えるきっかけにしてほしいです。人権、尊厳、自立などの社会福祉においてよく使う言葉を、日常的なわかりやすい言葉

で、どれだけ語れるか、計画に書いてあることが答えではなく、ここに書いてあることを皆さんがどう受け止めて、自分たちの言葉として共有していくかが大切です。

例えば、計画策定記念やシンポジウムなどのイベントができればいいなと思います。他府県で社会福祉協議会の活動計画を作るにあたり、会議の場だけで議論しても面白くないので、このような議論をしていて、こうした言葉で悩んでいますというのを、各市区町村の社協の人たちに集まってもらって、広くディスカッションやクロストークみたいなことをしたことがあります。

この計画が、子どもたちにとって、滋賀に住んでよかった、滋賀で子育てしてよかったとかまさに私のこととして、感じていただけるようなものになったら良いと思いますし、その後の発信も含めて、できればいいなと思っております。

(委員)

先ほどの意見にもありましたけど、「健康しが」がわかりづらいという意見がある一方で、重要であるという意見もありました。

私自身も身体を健康をイメージしてしまうので、わかりやすい言葉で説明して県民に周知していくことが必要なのではないかと思いました。

「人権」についてですが、人権は何かと考えると結局、答えが出ないので、小学生とか中学生とかに対して、そうした教育も確かに大事ですが、自分がされて嫌なことはしないとか、相手に対して思いやりを持って接するとか、言葉として難しく考えなくても、まず自分が相手の立場に立って考えることが、結果的に人権を尊重することに繋がると思っています。

(委員)

小学校で活動する機会があるが、人権の問題、やはり子どもたちが萎縮してしまうということもあります。そのため、なかなか会話や喧嘩ができない子どもたちが増えているのも事実です。ただ、私達が学校に行ったときに子どもたちは、非常に自分を主張していきますので、子どもたちは、自分のことを見て欲しい、関心を持って欲しいと感じていると思います。今は、親も忙しく、子どもとなかなか向き合う時間がないとも感じました。

そういった子どもたちが大人になるにあたって、デジタル化や ICT 化が進んでおり、ひきこもりの若者たちは SNS で他者と繋がっているため、そこで相談をよくしているようですが、顔の見えない関係のため、自分本位の考え方になってしまうことが往々にしてあると思います。そういったことに対しても考えていく必要があります。

どうしても福祉というと、子どもや障害者、お年寄りになりがちだけれど、今はオールマイティーで、その真ん中の若者たちにも目を向ける時代ではないかなと感じました。

(委員)

大きく二つありまして、一つは基本理念のところです。

他の委員の方からも出ておりましたが、共生社会の「深化」について、共生社会ができあがっているかという、現にそういう状況ではないと思います。

共生社会をつくっていかうと皆がどう取り組んでいくかということが計画に書かれるとよいと考えていますので、出来上がっているという表現にはしない方がよいと思います。

先ほどの意見の中にもありました、「広がり」とかの表現とする方がよいと思いました。

もう一つ理念を考えたときに、県の新社会福祉計画という1989年に策定された計画があり、その副題が「ともに生きともに支える福祉滋賀を」となっており、この「ともに生き、ともに支える」という言葉は、やさしい表現ですが、狭い福祉の話ではなく、私は好感を持ちました。地域福祉支援計画は県の福祉分野の基本的な計画として位置づけるという話なので、提案いたしました。

資料4の基本方針1から3に関わることで、大きい話を申し上げますが基本方針1、2、3の立て方が、具体的な取組を描いていくときに、難しいなと感じてしまいます。

具体的に言うと、基本方針1の範囲が広すぎて、基本方針2に記載することがすごく狭い福祉サービスに限定されてしまうと感じます。また、基本方針1に社会福祉法の改正や重層的支援体制整備に関する事なども含めると、基本方針2との関係性も少しわかりにくいと感じました。

分野の制度を繋ぐ役割を地域福祉支援計画に盛り込んでいかうと思うと、私は基本方針が四つにわかれるのが良いかと考えます。

一つ目に、今の基本方針1と2を併せ持ったようなことになりますが、「支援を必要とする人が必要な支援を利用できる重層的で包括的なセーフティーネットの拡充」という柱で、そこに権利擁護、生活困窮、ケアラー支援などの様々な課題への対応方策を盛り込むのが良いと思いました。

現在、課題ごとに法律が制定されており、それに基づく計画もたくさん策定されていますので、そうしたものを繋げることをどこに書くかとなると、複雑になるよりは、セーフティーネットという言葉が適当かはわかりませんが、重層的で包括的な、そういうセーフティーネットを広げていく、作っていくというのを一つ目として置くことを考えます。

二つ目が、「滋賀の福祉人」という柱で、これは専門職だけでなく人づくりとして、そこには民生委員児童委員、保護司、ボランティア、介護・福祉の従事者という多様な人づくり、福祉人づくりとします。

三つ目に、「社会福祉を支える基盤の強化」という柱で、そこに社会福祉法人、社協、地域のコミュニティというのを基盤としてどのように作り、どのように強化していくかということを盛り込むこととします。

最後に、「市町支援」という柱で、県の役割として、市町の計画策定や事業推進の支援に関する基本的な方向性や事業を記載してはどうかと考えました。

(分科会長)

「ともに生き、ともに支える」という言葉は大切なので、今回の計画のどこかに、地域のイメージや理念として記載できたらいいと思います。

今日のところは、この基本方針1、2、3のたてつけに沿って議論いただいております。もちろん、この立てつけにこだわるつもりもございませんので、また考えさせていただきたいと思っています。

(委員)

基本理念について三つほど意見があります。

資料4の1 ページ目、地域福祉の説明で、まず家族が出てきていて、もちろん地域福祉の中で家族というユニットは大切で、家族での社会関係を保っていったり、家族の一員としてという言葉は綺麗で素晴らしいと思いますが、一方で現場にいる感覚としては、その家族から削除されていたり、家族から1日も早く逃げたいと思っているような人たちがいます。

この地域福祉という括りの中で、やはり家族は大切なものですからそこに戻り、助け合いましょうというメッセージになることの怖さを感じています。

これに関して、意図的にメッセージ性を持って置いているのであれば、それについては議論すれば良いと思いますが、そうで無ければ、家族という言葉は慎重にならないと時として、縛られてしまう怖さ、家族はどなたにとっても必ず良いものではないということは認識する必要があります。

2点目は基本方針1の中で、色々な福祉課題がありますが、次の5年を考えた時にいくつかのキーワードが気になっていて、一つは「外国人」のことに全然触れていないことです。

日本社会自体が次第に外国の方に活躍してもらわざるを得ない状況にも関わらず、先日の選挙を見ても、差別するような発言や福祉において優遇されているという誤解も含めて、社会での注目が大きいことを考えると、「外国人」の方について触れてないのは、違和感があります。

次に、「ケアラー」の増加です。ヤングケアラーや介護離職の増加、老老介護も行われる中で、今後5年間のことを考えるとケアラーのことも明文化した方が良いでしょう。

福祉のリーダー養成等について、職員を参加させたいと思いますが、人手や金銭面に余裕のない福祉現場からすると、参加させることができない状況です。

そこを考えてもらわないと、小さい団体が排除され、大きい余裕のある団体だけが、リーダー養成や活躍の場を作っていくことを県が推奨するというのは違うのではないかと思います。

もう少し、参加費や人手不足についても検討していただかないと、取組自体は良いと思いますが、現場との感覚のずれを感じています。

また、ここまで人権の話が議論されていますが、地域福祉では、「ハラスメント」が起りやすいと思っています。年上から年下、男性から女性に対して、滋賀県では社会的にも注目も受けるような事件もありましたから、やはりハラスメントを許さない、ハラスメントがないと明

文化する必要があると思います。

最後三つ目は、「福祉の心」に関して、福祉の専門家の思いと教育現場での使い方とかなり違いがあります。

教育現場では、「福祉の心」というのは、かわいそうな人を助けようとか、上から下へ恵んであげるといった感覚がすごく強いので、「福祉の心」も私は「人権」や「幸せ」という言葉に変えるなど、また、多様な連携の前に教育現場のリサーチをした方がいいと思います。

特に子どもの福祉は完全に忘れられているので、もちろん障害者や高齢者のことも大切ですが、それ以前に当事者である子どもの人権が守られてないというのは、教育現場で痛感しますので、リサーチをした上で地域ができることを考えていく方が良いと思っています。

(分科会長)

この計画をどのようにこれまで策定してきたか知りませんが、他府県では、委員の皆さんに文章を考えていただくということをやっておりました。

今の「家族」の話とか、全部を事務局に文章化していただくのも難しいですから、我々委員がこういう表現はどうかとこの会議の場で議論し、最終的には会長が判断せざるを得ないところもあると思いますけれども、まずは、今日の意見を整理し、どういう表現がいいか、全体的な立てつけも含めて、それぞれの委員にお伺いできればと思います。

この会議の時間内だけでは、なかなか議論も尽くせないところではありますので、会議の後に事務局に意見を寄せていただけたらと思います。

いずれたくさんの方の意見の中から盛り込む内容を選択し、判断していかないといけないだろうと思いますので、皆さんの御意見を踏まえて、最終的にはどこかで落としどころを見つけていかないといけないと考えております。

今日は広くたくさんの方の意見いただきたいという思いがありましたので、いろいろと御意見いただいたところです。

それでは、事務局へお返しします。

(事務局)

本日いただきました御意見ですが、なかなか事務局だけで整理するのは難しいと思っています。

先ほど、会長から御連絡いただきましたとおり、発言ができなかった部分については、後日に担当あてメール等でいただければと思います。

事務局としましては本日いただきました意見を整理し、会長と御相談をしながら、最終的には理念や方針、そこにぶら下がる一定の取り組みの方向性については、御議論いただいた内容をできる限り反映したいと思います。

次回の第3回目の分科会について、事前に日程を照会させていただいておりますが、8月の5日または6日を候補日として調整を進めさせていただいております。

第1回目の分科会で、第3回目については7月に、第4回目を8月にさせていただくというようなスケジュール予定を出させていただいておりましたが、第3回目につきましては、8月にさせていただきたいと思います。

県の事務局や委員の皆様の御都合を考慮し、当初の第3回目と第4回目を併せて第3回目とさせていただき、8月に開催させていただきたいと思います。

第3回目の分科会で計画の方向性や骨子案を策定させていただいていきたいと思っておりますが、まとめて全ての議論をすると時間がないことも予想されますので、当初の第3回目に予定していました指標や本県の現状を表すデータに関する意見等については、事前照会をさせていただきたいと思っております。

事前照会させていただいた、皆様から御意見を反映した上で、事務局案として議題として提出できるように進めさせていただきたいと思っております。

本日いただいた理念や基本方針の御意見を踏まえて、修正案を次回の審議会で見いただくことになろうと思いますので、そちらも事前に、意見照会ができればさせていただきたいと思います。

日程の都合上、事前確認していただくことが増えて、委員の皆様には、御負担をおかけすることとなりますが、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

以上で本日の総合専門分科会を終わらせていただきます。

本日もありがとうございました。